

随意契約（相手方指定）調書

件名	公園キャッチボールコーナー・広場門扉開錠施錠業務委託	No.5200246
工（納）期	令和 6年 3月 31日	
契約締結日	令和 5年 4月 1日	
契約金額	推定総額4,543,309円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人荒川区シルバー人材センター (法人番号：9011505001507)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複数単価契約

業者選定理由書

件名	公園キャッチボールコーナー・広場門扉開錠施錠業務委託
指名業者 (案)	名称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター 所在地 東京都荒川区東尾久4-32-7 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	<p>本件は、西尾久四丁目北公園・藍染公園・日暮里公園内のキャッチボールコーナー及び旧真土小学校跡地広場門扉の開錠・施錠等を行う業務委託である。</p> <p>本件の契約締結請求にあたり、主管課からは、部の機種・業者選定委員会の承認を得て、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none">① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約を締結することができるとの規定がある。② 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。③ 上記法人は、平成21年度から本件業務を受託しており、主管課において行った履行状況評価の結果、最終評定で優良との評価を得ている。 <p>以上のことから、上記業者を契約相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約)